



発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知 (2件)	(治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知	( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	( " )	1
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件)	( " )	2
高知県公営企業局管理規程		
◎杉田ダム操作規程の一部を改正する規程		2
◎吉野ダム操作規程の一部を改正する規程		2

告 示

高知県告示第575号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐奥屋内字ダバ1172の1、字ホキ1173の1、字サテ1697、1698の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ダバ1172の1・字ホキ1173の1・字サテ1697・1698の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第576号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町下八川字遅場丙2647、丙3931
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第577号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市小筑紫町石原字長谷1893の31から1893の33まで
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第578号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和51年3月農林省告示第329号

- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 七里仁井田
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字井マエ乙1983番1 から 高岡郡四万十町七里 字岡崎乙1018番1ま で	前	6.0 } 15.0	287
	後	6.0 } 10.6	

高知県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 昭和中村
- 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字野々川平435番115から 高岡郡四万十町野々川字野々川平435番114まで	前	4.0 }	177 18.7
	後	7.5 }	177 35.7
高岡郡四万十町野々川字一ノ又458番32から 高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番2まで	前	11.9 }	120 40.7
	後	11.9 }	120 40.7

**高知県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七里仁井田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町七里字井マエ乙1983番1から 高岡郡四万十町七里字岡崎乙1018番1まで	287	令和2年7月17日

**高知県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野々川字一ノ又458番32から 高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番2まで	120	令和2年7月17日

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和2年7月17日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第10号**

**杉田ダム操作規程の一部を改正する規程**

杉田ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第21条第2号」を「第21条第2号若しくは第3号」に改める。

第20条第2項中「放流すること」を「放流するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、水害が予想される場合においては、高知県公営企業局長が別に定める事前放流実施要領（次条第3号において「事前放流実施要領」という。）に基づき貯水位を低下させるため必要な措置をとるものとする。

第21条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）水害が予想される場合においては、前号の規定にかかわらず、事前放流実施要領に基づく貯水位を低下させるための必要な措置

**附 則**

この規程は、令和2年7月17日から施行する。

~~~~~  
吉野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和2年7月17日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第11号**

**吉野ダム操作規程の一部を改正する規程**

吉野ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第4号）の

一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第21条第2号」を「第21条第2号若しくは第3号」に改める。

第20条第2項中「放流しなければならない」を「放流するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、水害が予想される場合においては、高知県公営企業局長が別に定める事前放流実施要領（次条第3号において「事前放流実施要領」という。）に基づき貯水位を低下させるため必要な措置をとるものとする。

第21条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）水害が予想される場合においては、前号の規定にかかわらず、事前放流実施要領に基づく貯水位を低下させるための必要な措置

**附 則**

この規程は、令和2年7月17日から施行する。